

京都市告示第 537 号

介護保険法第 78 条の 10 第 6 号及び第 9 号，第 115 条の 19 第 11 号の規定により，次のとおり指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の効力の一部を停止します。

平成 30 年 1 月 12 日

京都市長 門川大作

事業者 の名称	事業所の名称及 び介護保険事業 所番号	事業所の 所在地	サービス種別	停止する効力 及び停止期間
医療法 人 社 団 長 啓 会	グループホーム 京都下京の家 2690400052	京都市下京区 夷馬場町 30 番地 1	認知症対応型共 同生活介護，介 護予防認知症対 応型共同生活介 護	新規利用者の 受入れ 6 箇月 間停止 平成 30 年 1 月 12 日から 平成 30 年 7 月 11 日まで

(保健福祉局保健福祉部監査指導課)